申告書を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、給与所得等以外の所得を有しなかつた者にあつては法第三百十七条の六第一項の給与支払報告書又は同条第四項の公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令で定めるところにより、自己の特別控除対象配偶者又は特定親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

２　前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が特別控除対象配偶者又は特定親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定により特別控除対象配偶者又は特定親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である市町村民税の納税義務者の特別控除対象配偶者とする。

第四十八条の六第一項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。

第四十八条の十二の二第一項中「第九条の七第七項」を「第九条の七第五項」に、「第四十八条の十三第七項ただし書」を「第四十八条の十三第五項ただし書」に改める。

第四十八条の十二の三第一項中「第九条の七第七項」を「第九条の七第五項」に、「次条第七項ただし書」を「次条第五項ただし書」に改める。

第四十八条の十三第一項中「及び同法」を「（第十七項及び次条第一項において「内国法人の控除対象外国法人税の額」という。）及び同法」に、「の計算」を「（第十七項において「外国法人の控除対象外国法人税の額」という。）の計算」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条中第六項を第四項とし、第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十項第二号中「第二十二項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第九項」を「第七項」に改め、同項第三号中「第二十三項第三号」を「第二十一項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第九項」を「第七項」に、「第八項」を「第六項」に、「第十項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第九項」を「第七項」に、「第八項」を「第六項」に、「第十一項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第九項」を「第七項」に、「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第九項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第二号中「第八項後段」を「第六項後段」に改め、同号イ中「第二十五項第一号」を「第二十三項第一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第九項」を「第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第二十八項」を「第二十六項」に、「第九項」を「第七項」に、「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「法人税法第六十九条の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する」を「内国法人の控除対象外国法人税の額につき法人税法第六十九条若しくは第七十八条第一項若しくは第百三十三条第一項の規定の適用を受ける」に、「同法第百四十四条の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する」を「外国法人の控除対象外国法人税の額につき同法第百四十四条の二若しくは第百四十四条の十一第一項若しくは第百四十七条の三第一項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第二十項を第十八項とし、第二十一項を第十九項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第十九項」に、「第二十項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第二十一項第二号」を「第十九項第二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「第二十一項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第二十一項」を「第十九項」に、「第二十項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第七項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第八項又は第二十項」を「第六項又は第十八項」に改め、同項を同条第二十八項とする。

第四十八条の十三の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「（第一項」を「（第二項」に、「前条第二十項」を「前条第十八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第七項ただし書」を「前条第五項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第二十項から第二十八項まで」を「前条第十八項から第二十六項まで」に改め、「（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」及び「（法第三百二十一条の八第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。）」を削り、「前条第二十項から第二十三項まで、第二十五項、第二十六項及び第二十八項」を「前条第十八項から第二十一項まで、第二十三項、第二十四項及び第二十六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による税額控除不足額相当額（法第三百二十一条の八第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項、第三項及び第五項において同じ。）の控除は、内国法人の控除対象外国法人税の額につき法人税法第六十九条又は第七十八条第一項若しくは第百三十三条第一項の規定の適用を受ける事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

第四十九条の十五第二項第九号中「親子関係形成支援事業」の下に「、乳児等通園支援事業」を加える。

第五十二条の十二の次に次の一条を加える。

（法第四百四十五条第三項の国際約束）

第五十二条の十九の二　法第四百四十五条第三項に規定する国際約束のうち政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定とする。

第五十六条の二十六の五中「親子関係形成支援事業」の下に「、乳児等通園支援事業」を加える。

第五十六条の八十八の二第一項中「六十五万円」を「六十六万円」に改め、同条第二項中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「五十四万五千円」を「五十六万円」に、「二十九万五千円」を「三十万五千円」に改め、同条第二項第二号ロ中「二十九万五千円」を「三十万五千円」に改め、同号ハ中「五十四万五千円」を「五十六万円」に改める。

第五十七条の二中「第四十八条の十三第二十九項及び第四十八条の十三の二第二項（同条第三項」を「第四十八条の十三第二十七項及び第四十八条の十三の二第三項（同条第四項」に改め、同条の表第四十八条の十三第七項の項上欄中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第五項」に改め、同項下欄中「第九条の七第六項ただし書又は第四十八条の十三第七項ただし書」を「第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書」に改め、同表第四十八条の十三第八項の項中「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第六項」に改め、同表第四十八条の十三第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項の項中「第四十八条の十三第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項」を「第四十八条の十三第七項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項及び第十六項」に改める。

第六十一条中「第十一条の六」の下に「、第十二条の二」を加え、「第十二条の二の八、第十二条の二の九」を「第十二条の二の七第九項、第十二条の二の七の二から第十二条の二の九まで」に、「第七十七条」を「第七十八条」に改める。

附則第三条の二の三中「同条第三項第三号」を「同条第三項第四号」に改める。

附則第四条の七中「第二十六条の二十七の二第一項」を「第二十六条の二十七の三第一項」に改める。